

西予市行政視察受入れに関する要綱

令和8年2月20日

西予市告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、西予市(以下「市」という。)が行政視察を受け入れ、市が保有する行政情報等を提供する際の費用徴収及び手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「行政視察」とは、他の地方公共団体の議会、職員又は団体等が、市の政策、事務の実施状況等について、訪問により調査、研究を行うことをいう。

(事務分担)

第3条 行政視察(以下「視察」という。)の受付及び受入れに関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部署が行うものとする。

(1) 議会による視察 議会事務局

(2) 前号に掲げるもの以外の視察 総務課

(視察の申込み)

第4条 視察を希望する者(以下「視察者」という。)は、希望日の概ね1月前までに、電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と視察者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)の使用により申し込まなければならない。

(行政視察受入日時)

第5条 視察に対応する日時は、原則として開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、双方の都合により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかな場合、その他やむを得ない事情により、当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、この限りでない。

(受入れの決定)

第6条 第3条に定める担当部署は、視察の申込みを受けたときは、受入れの可否を判断し、視察者に通知するものとする。

(行政視察受入負担金の徴収)

第7条 市は、視察に係る資料提供、説明及び事務経費として、行政視察受入負担金(以下「負担金」という。)を徴収する。

2 負担金の額は、1件につき5,000円とする。ただし、視察の過程において有料施設への入館料等が発生する場合は、視察者が当該費用を別に負担するものとする。

(徴収方法等)

第8条 負担金は、市が発行する請求書又は納入通知書により、請求後30日以内に納付するものとする。

2 前項の規定により徴収した負担金は、原則としてこれを返還しない。

(免除)

第9条 市長が特に必要と認めるときは、負担金を免除することができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。